

## 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

建設工事における社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険等）の未加入対策について取り組んでいるところですが、受注者に対し、法定福利費に相当する額が適切に計上されているか確認するため請負代金内訳書の提出を義務付けることとし、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1 請負代金内訳書の提出方法

契約書提出時に、法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）を明示した「請負代金内訳書」を提出してください。

なお、入札時に提出する「工事費内訳書」に法定福利費を追記したものの提出でも可。（入札時に提出する工事費内訳書に法定福利費の明示は不要です。）

※様式は任意様式とします。

※明示した法定福利費が、法定福利費概算額の1/2未満の場合、理由書の提出を求める場合があります。

#### 2 適用時期

令和6年4月1日以降の入札公告分の建設工事から適用する。

●国土交通省において、法定福利費の内訳明示した見積書の作成手順等を公表されていますので、参考にしてください。

・「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

（国土交通省ホームページ） <https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>